


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市嘱託員の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について				
	て	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市嘱託員等の報酬に関する規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>1) 改正の要旨</p> <p>嘱託員の委嘱期間について、現在1年と規定しているが、組織の改廃等により職が無くなるのが今後見込まれることから、委嘱期間及び更新に係る規定を見直すものである。</p> <p>2) 主な改正点</p> <p>嘱託員の委嘱期間について「1年」から「原則1年」とし、市長が必要と認めた場合は、委嘱期間を1年未満とすることができる旨、新たに規定する。</p> <p>3) 施行日等</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>4) 影響及び効果</p> <p>組織の改廃等に伴う嘱託員の委嘱が可能となる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。